

さくら

弁護士法人 さくら綜合法律事務所報

Office report



- ▶ 巻頭言「難題を想う」…………… 弁護士 竹澤 京平
- ▶ 巨匠ミケランジェロの苦悩 I (相談編) …… 弁護士 高橋 一弥
- ▶ ゼロから始める事業承継 …… 弁護士 姉崎 真人・秋場 啓佑
- ▶ 民事執行法の改正について
～債権回収の点を中心に～ …… 弁護士 竹村 一成



難題を想う

昨年千葉県は台風15号、19号それに21号と立て続けに風水害に見舞われ、取り分け15号による風害は甚大で、南房総や館山では今でもブルーシートで屋根が覆われたままの家が点在しています。また、森や林も立木が根刮ぎ倒されたままになっているなど、今更ながら被害の甚大さに心が痛みます。

房州名産の枇杷畑などは7割近くが被害を受けたとのことで、その再生には10年以上の歳月を要すると言われており、後継者問題を考えると、一つの産業の存亡に拘わる事態となっています。

千葉県はこれまで災害が少ない地域であり、特に房州地方は温暖で自然豊かなところから、生活にあまり苦勞することが少ないとして「房州人は肋骨が一本足りない」と揶揄されてきましたが、温暖化による地球規模の気候変動でこうした災害が続くようになると、こんな悠長なことも云って居られなくなるのではと案じられます。

ところで今年は戦後4分の3世紀が経ったことになります。最初の4分の1世紀は、日本は敗戦の苦難を乗り越え、昭和39年には前回の東京オリンピック、そして昭和45年の大阪万博と国を挙げて復興を謳歌しようとしていた時期で、20年生れの私などは、衣食住全てに渡り日々生活が向上して行ったのを身を以って感じたものです。その後しばらくは日本も世界で通用するような国力を付けたかに見えたのですが（この間経済面での成長にかまけて心の部分を置き忘れた感否めないと思います）、バブルの狂乱を経て今日に至るまで、外見は兎も角、全体として下降期を歩んでいると云って良いと思います。

その原因については、世上、産業構造の変化、高齢化や人口減少、地域格差など、アンバランスを生む事象になかなか良い対応策が見い出せないことなど指摘されているところ

です。こうした問題の中で、このところ切実に感じることの一つは、年令や地域の格差をどうしたら埋められるのか、どうしたらきちんとした橋渡が出来て全体を繋げて行けるのかと云うことです。例えば、事業を経営している人が事業の先行きに不安を感じていたり、後継者がいなくて悩んでいたりする人も多く、また個人にしても、子供達が家を出て将来帰ることも期待できず老後をどうするか、家や墓をどうするかと云う具体的な問題が提起されています。

これらの難題については、もしかしたらいつまでも「成長」を目指すとは云うのではなく、もう一度立ち止まって地道に現在の生活を見直し、別の価値観を見出すことが必要なのかもしれません。一部で始まっている地方へのUターンやIターンなどの動きは興味深い動きであり、ネットやAIなどと融合することにより可能性は広がるでしょう。（もっとも私のようなアナログ人間にとっては夢のようなことですが）

前述した今回のような災害も同じことで、増々地方を疲弊させないためにも、色々な可能性を発信することが肝要なことと思います。



リュウキンカ(立金花)は2月から6月に咲くキンポウゲ科の花。沼地や湿地に生息する多年草。花言葉は「必ず来る幸福、富、繁栄」

私達も、事業継承をどうしたら上手に出来るか、空屋をどう有効利用できるか、若い人達が地方でより良く働き生活できるためにどうしたら良いのか等々、多くの問題について法的問題があれば少しでも知恵を出して行かなければと思っているところ

代表弁護士 竹澤 京平

弁護士 高橋 一弥

巨匠ミケランジェロの苦悩 I (相談編)

ミケランジェロ・ブオナローティ（1475年～1563年）。レオナルド・ダ・ヴィンチ、ラファエロ・サンツィオと並び称されるイタリア・盛期ルネッサンスの3大巨匠の一人である。得意は彫刻だが、いろいろな事情から絵画、建築（戦時には要塞までも）もこなし、「神の如き」と讃えられた一方で、強面に似合わぬ繊細な詩も多数残している。

そのミケランジェロが晩年、弁護士に法律相談をしたという。

相談というのは墓碑建設契約の債務不履行責任に関するもので、以下のような内容である。長くなるが、彼の苦悩の深さを知るために事の経過（彼の言い分）をやや詳しく記することとする。

私の最大のパトロンは、フィレンツェのメディチ家とローマ教皇でした。特に教皇ユリウス2世に気に入られ、その注文によりヴァチカンのシステーナ礼拝堂天井画と教皇墓碑などを制作しました。今回相談したいのは、このユリウス2世墓碑建設問題です。

1505年ユリウス教皇は、「ピエタ」や「ダビデ」で注目を浴びていた私をローマに呼び寄せ、自分の墓碑の制作を命じました。勿論、材料費や報酬はいただくことになっていました。サン・ピエトロ大聖堂内に巨大な教皇墓碑を建築するという前代未聞のプロジェクトで、我がブオナローティ家の再興を生きる糧としていた私にはこれ以上の名誉はないことでしたし、功名心も抑えがたく、この注文を即座に引き受けました。ところが、私が勇んで良質の大理石を調達しているうち、教皇の関心は墓碑からサン・ピエトロ大聖堂再築に移ってしまい、翌年大理石をローマに運び込んで制作資金の追加を求めた私を文字通り門前払いにしたのです。これには私も腹が立ち、故郷フィレンツェに逃げ帰りました。しかし、教皇に刃向かうことなどいつまでもできるはずがありません。嫌々ながらローマに戻された私を待っていたのは、なんと墓碑制作ではなく、システーナ礼拝堂天井画制作の命令でした。「私の本業は彫刻であり、画家ではありません。ラファエロに任せたらどうでしょうか。」とまで言ったのですが、断り切れませんでした。まったく教皇の気まぐれもいいところです。4年後（1512年）の天井画の完成を見届けるようにユリウス教皇は翌1513年に亡くなりましたが、その遺言に墓碑建設があったので、この年ユリウスの相続人（ローヴェル家）は私と墓碑建設契約を締結し直しました。彫像40体もある巨大な墓碑を7年以内に完成させるという壮大な契約で、報酬も巨額でした。私は墓碑を飾る彫像数体を制作し始め、1516年理由は忘れましたが（最近記憶力が落ちてきまして・・・）契約を改定して墓碑の規模を縮小しました。

気を入れ直して仕事を続けようとした矢先、ユリウスの次の教皇レオ10世（メディチ家出身）から、メディチ家の菩提寺サン・ロレンツォ教会のファサード（正面部）制作を命じられたため、墓碑製作を中断せざるをえなくなりました。このファサード計画が教皇の財政難から1520年に契約解除されると直ぐに、同じメディチ家出身のジュリオ・デ・メディチ枢機卿（1523年教皇クレメンス7世に即位）からこの教会内にメディ



チ家の礼拝堂の建築を命じられたので、洪々設計を開始しました。ここだけの話ですが、メディチ家は同じフィレンツェの名門ローヴェル家に対し、30年前の或る殺人事件の恨みを晴らすためユリウス墓碑製作を妨害したのではないかという噂もあります。これを見てローヴェル家のユリウス相続人は墓碑工事が遅れていると怒り、私を裁判所に訴えたのです（1521年）。こんな事態になり生来小心な私は墓碑制作に戻りたかったのですが、表だってはできず（細々とは続けましたが）、泣く泣くメディチ家礼拝堂の仕事を続けました。

更に、1527年神聖ローマ皇帝カール5世がイタリアに侵攻した余波を受け、フィレンツェからメディチ家が追放されて共和政府が樹立されたり、その2年後にはカール5世とローマ教皇の連合軍によってフィレンツェが攻撃を受け、街の陥落とともに共和政府軍事委員であった私は命からがら逃げ出すという政変や戦争があり、このころは仕事どころではありませんでした。

その後1530年、教皇クレメンス7世に許されてメディチ家礼拝堂建築に戻りましたが、ユリウス相続人ローヴェル家からの突き上げが執拗に続いていたので、1532年墓碑契約を更改する話し合いをしました。そして一旦は墓碑建設に戻ったものの、1533年命の恩人クレメンス7世からシステーナ礼拝堂の祭壇画（「最後の審判」）を描いてくれという横槍がまた入り、その遺志（1534年没）を受け継いだパウルス3世の命令で1536年から着手しました。このときユリウス墓碑を理由に祭壇画の制作を断ろうとしたところ、パウルス3世は「ワシは、お前を使いたくて教皇になるまで30年間待った。そのワシの言うことを聞けないというのか。ローヴェル家との契約などどうでも良い。」と怒り出し、私の嘆願などに耳を傾けてくれませんでした。3大巨匠のうちダヴィンチさんもラファエロ君もこの世になく、一人だけ残った私に教皇は自分の記念となるものを作らせたかったのでしょう。もっとも彼らが生きていても教皇は私を指名したでしょうがね……。5年かけて「最後の審判」を1541年に完成させると直ぐに墓碑建築に戻り、翌1542年にローヴェル家と最終契約を締結しました。私の提案で規模はかなり縮小され、彫像は7体しかなく、うち3体は私が手作りするが、ほかは他の彫刻家に作らせるという内容になりました。こうして1545年ユリウス墓碑は漸く完成しましたが、建築場所はサン・ピエトロ大聖堂内ではなく、小さなヴィンコリ教会でした。

最初の契約から完成まで実に40年かかったことになります。この間、ユリウス相続人から裁判を起こされたり、世間からも詐欺師呼ばわり（巨額の報酬を受け取りながら、いつまで経っても建設しようとしな）されたりして、ほとんど参っていました。私の生き方や作品に対する非難は無知な軽輩どもの戯言と聞き流せますが、頭から離れない唯一の汚点とも言うべき問題がこれです。先生、私の名誉は回復されないのでしょうか。

弁護士の回答は次号で。

ゼロから始める事業承継

弁護士 姉崎 真人 弁護士 秋場 啓佑

田中さん(仮名)は、いわゆる町工場を営む経営者です。身ひとつで会社を起し、今や従業員十数名を抱える規模になり、お得意様の評判も上々。今までがむしやりに働いてきましたが、そろそろ引退を考える年齢になり、今まで自分が築き上げてきた会社を息子に継がせたいと考えようになりました。しかし、具体的に何をどのようにすればよいのかよくわかりません。そこで、以前事件を依頼したことのある姉崎弁護士のところに、事業承継の相談にやってきました。

1 事業承継とは

姉崎 「こんにちは田中さん、今日はどういったご相談でしょうか。」

田中 「実は私が元気なうちに会社を息子に譲ろうと思ってるんです。でも自分では何をどうしたらいいのかさっぱりで。そこで先生にちょっとご相談をと思ひまして。」

姉崎 「なるほど、事業承継に関するご相談ということですね。」

田中 「私が起こした会社ですが、今はがんばってくれた従業員のものでもありますからね。会社や従業員のために、今の内に私にできることはしておこうと思ったんです。」

姉崎 「素晴らしいお心がけです。」

事業承継の準備には、一般に、5年から10年ほどかかるとされています。中小企業に対するアンケート結果では、60歳代経営者の約70%が、これから事業承継の準備をするか、もしくは既に準備をしているそうです。

田中さんも、今年で60歳になりましたよね。そろそろ事業承継について真剣に考えてもよい時期だと思います。」

田中 「時機を読むことにかけては自信があるんです。それで先生、こういう時は事業承継っていうのをするんだ、というのは知っているんですが、この事業承継っていうのは具体的にどういったものなんですか。」

姉崎 「事業承継とは、会社などの【事業】を後継者に引き継がせることです。会社の経営権や会社のブランド、信用や取引先、さらに負債なども引き継がせることを言います。」

田中 「ふむふむ。その事業承継っていうのは、どこで出

来るものなんですか。どこかのお役所とかですか?」

姉崎 「実は【事業承継】という名前の法的手続があるわけではありません。様々な法的仕組みや税制などを利用して円滑に事業を次世代に承継させることを、事業承継と呼んでいるのです。田中さんは今回、息子さんに事業を継がせたいとのことですので、生前贈与や遺言などを活用することになると思います。」

今日はせっかく来ていただいたのですから、事業承継というのがどういうものか、ざっくりと説明いたしましょう。」

2 どうして事業承継が必要なのだろう。

田中 「いやあさわり(誤用)だけ聞いてもなんだか難しそうですね。私が死んだら、息子が自動的に会社を継ぐってことにはならないんですか。」

姉崎 「そうはならないところが事業承継の一番重要なポイントといえるでしょう。田中さん、確か会社の株は全部田中さんがお持ちでしたよね。それと、確か奥様、息子さんと娘さんがいらっしゃいましたね。」

田中 「はい、そうです。」

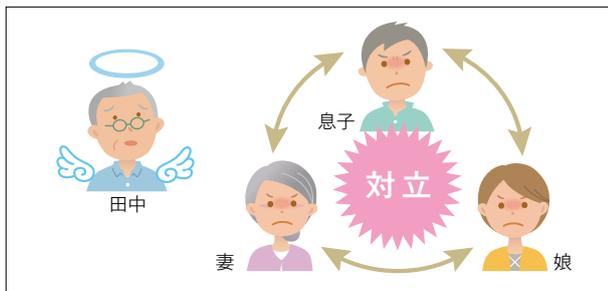
姉崎 「このまま事業承継について何も手をつけないうまま田中さんが亡くなってしまったと仮定しましょう。」

田中 「太く短い人生でした・・・。」

姉崎 「この場合、会社の株式は奥様と息子さんと娘さんが共同で相続することになります。そうすると、遺産分割協議が成立するまで、株の議決権行使は相続人の中で決めた代表者が行うことになります。」

田中 「そうなる何が問題なんですか?」

姉崎 「もっとも典型的なのは、相続人の皆さんの間で意見の対立があり、議決権を行使する代表者が決まらなくなってしまうことです。そうすると議決権行使ができなくなり、たとえば会社の新しい取締役の選任が出来なくなる可能性があります。田中さんが唯一の取締役だとすると、会社の新しい代表者が決まらなくなってしまうこともありえるわけです」



田中 「それはけっこうな問題ですね。代表者がいなきゃ会社は回りませんよ。」

姉崎 「そうです。事業承継をきちんとしておかないと、こういった株式の相続に伴う会社の支配権を巡る争い、いわゆるお家騒動というものが起きてしまうのです。」

田中 「なんだかどこかの家具屋さんでそんな話を聞いたことがあるような・・・。」

姉崎 「まさにあれは典型例といえるでしょうね。そういった会社内部のごたごたがあると、経営が不安定になり、取引先や従業員が離れていき、最悪の場合廃業ということにもなりかねません」

田中 「でも、妻は主婦で娘はお役所務めですし、会社にはなんの興味もないと思いますけどね。そんな妻や娘が息子と対立するなんてちょっと考え辛いなあ。」

姉崎 「もちろん、家族の皆さんで話し合いが円滑に進む可能性はありますよ。しかし、万が一のことが起こる可能性は常にあります。特に相続というのはお金が動く場面なので、些細なことから感情的な対立が生まれてしまうことも、残念ながらもままあります。そしてそうした万が一の事態が起こったときの会社に対する負の影響は非常に大きなものになってしまいます」

田中 「ううんなるほど。マーフィーの法則でも、失敗する可能性があるものは失敗するなんて言いますものね。」

姉崎 「そのとおりです。万が一のことを考えて、十分な備えが必要なのです。」

3 事業承継は複雑

姉崎 「事業承継で一番問題になるのが、会社の支配権の移転です。田中さん、会社の支配権は誰が持っていると思いますか。」

田中 「えっ、それは社長である私ですよ。」

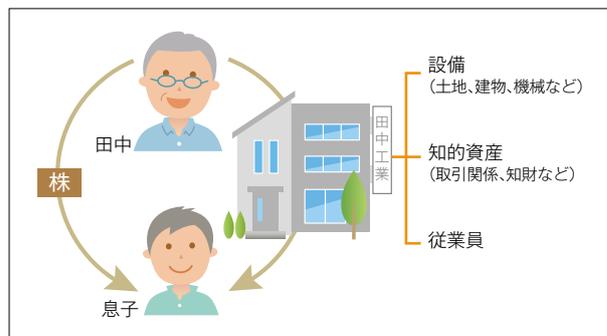
姉崎 「実は少し違います。会社の支配権を持っているのは株主です。先ほどの取締役の選任など、会社の重要事項の決定権は株主が持っています。田中さんの会社のような株式会社では、会社の支配権の移転とはつまり株式の移転となるわけです。ここをきちんとしておかないと、先ほどのようなお家騒動になってしまう可能性があります。」

田中 「お家騒動が起こらないようにするためには、どういった対策が必要なんですか？」

姉崎 「例えばあらかじめ株式を息子さんに生前贈与しておくといった方法があります。こうした事業の承継にあたって生じる問題を予防して、会社の存続に繋げることが、事業承継を行うメリットと言えます」

田中 「なるほど。ということは、私が生きていうちに会社の株を息子に渡してしまえば大丈夫なんですか。もしそうなら明日にでも名義を書き換えてようかな。」

姉崎 「実はそうともいえません。会社の支配権の移転という問題に限って言えば、ある程度は解決可能でしょう。しかし、事業の承継とは会社の支配権の移転だけの問題ではありません。会社の設備資産や、取引先との関係などの知的資産、従業員などについてもその引継ぎが問題になります。事業承継に際しては、設備資産についてはその権利関係、取引先との関係についてはその契約関係、従業員との関係ではその労務関係などをきちんと整理しておく必要があります。こうした会社を巡る法律関係をしっかりと整理してはじめて、円滑な事業承継が実現されるのです」



田中 「なるほど。事業承継では、株式のこと以外にもいろいろなことを考えなくてはいけないんですね。」

姉崎 「そのとおりです。また、息子さんに株式の生前贈与を行うとすると、田中さんご自身の相続との関係でも問題が生じ得ます。例えば遺留分の問題などですね。」

田中 「いりゅうぶん?」

姉崎 「また仮定の話になりますが、例えば田中さんが亡くなったとき、ほとんど遺産がなかったとしましょう。しかし、田中さんは亡くなる前に、時価にして結構な金額になる会社の株式を全て息子さんに譲渡していました。そうすると、奥様や娘さんはどう思われるでしょうか。」

田中 「うーん、私の財産をすべて息子に渡したことにな

るわけですから、妻や娘としては不公平に感じるのではないのでしょうか。会社を回すために、妻や娘には苦勞をかけたこともありますし。」

姉崎 「そうですね。そこで民法は、法定相続人には相続にあたって最低限度の取り分を認めています。これを遺留分といいます。この遺留分をめぐっても、紛争になってしまう可能性があります。」

田中 「自分が死んだ後のこととはいえ、妻と子供たちが争うのは嫌ですね・・・。」

姉崎 「ですので、単に株を息子さんに渡すだけではなく、田中さんと会社を取り巻く状況をきちんと把握した上で、遺留分等といった、息子さんに事業を承継させるにあたって発生しうる様々な問題を想定し、その対策を打っておく必要が出てくるのです。我々弁護士は、こうした会社の支配権の問題や、その他の承継に際して生じうる法的問題をきちんと処理して、将来紛争が発生しないようにするというかたちで、事業承継のお手伝いをすることができます。」

田中 「ううん、なんだか大事になってきてしまいましたね・・・。」

姉崎 「そう難しく考える必要はありませんよ。もちろん、事業譲渡の準備は大変です。全てを一度にやるとなればかなりの労力が必要になってしまうでしょう。ですが、生前贈与や遺言を利用して株式の移転についてしっかりと整理しておくだけでも、事業を承継する息子さんの苦勞はかなり減るはずですよ。まずは株式の問題から考えてみてはいかがでしょうか。」

4 事業承継と税金

田中 「それと先生、気になるのは税金のことなんです。事業承継には税金が結構かかったりするんじゃないでしょうか。息子も事業を継ぐ気はあるんですが、税金のことは気になるようでして・・・。」

姉崎 「先ほどの会社の支配権をめぐる問題は、息子さんが会社を継ぐにあたってどういう紛争が生じうるのか、というものでした。これに対して税金は、息子さんが事業を承継するために、どれだけお金の負担を迫られるか、という問題です。税金はお金で納めなくてはなりませんからね。息子さんが心配されるのももっともでしょう。

例えば株式でいうと、株式を無償で譲渡すると通常は贈与税が発生します。」

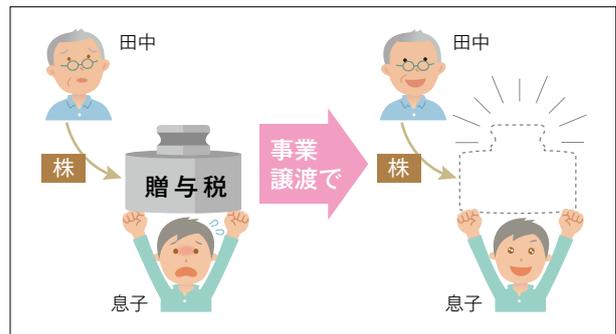
田中 「じゃあ息子に会社の株を渡すには税金がかかってしまうんですね・・・。」

姉崎 「いえいえ田中さん、実は今、事業承継には政府もかなり気を配っているんです。日本企業の9割以上を占める個性豊かな中小企業は日本経済の活力の源ですが、今は経営者の高齢化や後継者不足でその存続が危ぶまれている

るところも少なくありません。そこで事業承継が円滑に進むように税制上の優遇措置が設けられているんです」

田中 「そうなんですか！ たえば私のケースだとどんな優遇が受けられるのですか？」

姉崎 「さきほどの株式の贈与税。110万円以上の財産をもらってしまうと、もらった側は贈与税を支払う義務を負います。株式の評価額にもよりますが、事業を継ぐ側にとっては大きな負担でしょう。この負担を軽くするために、贈与税の猶予・減免制度というものがあるのが最近の法改正で新設されました。田中さんのケースでもこうした制度が利用できる可能性があります。」



田中 「減免ということは、贈与税がかからなくなるのですか？」

姉崎 「そうですね。もちろん、無条件ではありません。この制度は、後継者が5年間会社の代表権を持ち続けること、株主であり続けること、雇用の8割を守ること、などの条件を守った上で、息子さんがさらにその後継者に事業を承継するなどしたときに贈与税が免除されるというものです。こういった制度を利用すれば、息子さんの負担を軽くしてあげることができるでしょう。」

田中 「税金の点でも、きちんと事業承継の対策をしておいたほうがいいということですね」

姉崎 「おっしゃる通りです。ただこういった税制を利用するのは専門的な知見が必要です。いざ事業承継となったときには、法務の面では我々がサポートしつつ、税制の面では会社の顧問税理士などの専門家に協力してもらうことになるでしょう。」

田中 「税金の問題の他にも、実は息子が心配していることがありまして・・・。」

姉崎 「田中さん、それは必ずばり会社の債務の保証の問題ではないですか。この点についても、いろいろとお話することはあるのですが、今日はそろそろいい時間になってきましたね。今日はここまでにして、また次回ご説明しましょう。次回は債務保証の話と、経営承継円滑化法や、事業承継への補助金に関することも簡単に説明したいと思います。」

つづく

弁護士 竹村 一成

民事執行法の改正について

～債権回収の点を中心に～

今年の4月1日から改正された民事執行法が施行されます。それに備え、とある保険代理店の社員（以下「社員」と言います。）が、顧問弁護士（以下「弁護士」と言います。）のところに、質問に来ています。

社員 先生！4月1日から改正民事執行法が施行されるそうですね。弊社のお客様の中でも、交通事故に遭って、損害を被られたものの、相手方が、任意保険に加入していないし、金がない等と居直ってしまい、泣き寝入りせざるを得なかったということがあります。加害者に、財産が全然ないと思えなかったし、収入もあると思われたのに、裁判を起こして判決等の債務名義を取得しても、結局、債権回収ができず、お客様から悔しいと言われたこともありました。弊社としても、交通事故の被害者となったお客様から相談を受けた際に、適切にアドバイスしていきたいと思いますので、債権回収の点を中心に、今度の民事執行法の改正について教えて頂けませんか。

弁護士 お気持ちは分かりますよ。私も被害者の方と一緒に悔しい思いをしたことが何度もあります。それでは、交通事故の被害者の方が、加害者の財産から債権の回収を図るという例を前提に、今回の民事執行法の改正について、お話ししていきましょか。

社員 まずは、ポイントとなる点を、一言で教えて頂けますか。

弁護士 一言で言えば、債務者の財産に関する情報取得の手續を強化したことが大きなポイントです。今までよりも、債務者の財産に関する情報を取得しやすくなっていますよ。

社員 以前の民事執行法にも、債務者の財産を知るための制度として、財産開示という手續がありましたよね。

弁護士 ええ。債務者を裁判所に呼び出して、債務者自身

に、自分の保有している財産を、裁判所の前で明らかにさせる制度ですね。

社員 その制度では、不十分だったということでしょうか。

弁護士 そのとおりです。例えば、以前の制度では、債務者が財産開示期日に出頭しなかった場合等には、過料という制裁が課されることになっていました。過料は、制裁として金銭を国に収めさせる制度ですが、刑事事件で科される「罰金」とは違って、強制としての力が弱いものでした。そのため、債務者が裁判所に出頭しないということも多々あったのです。財産開示制度の実効性の強化は、今回の民事執行法改正の大きな目玉の一つと言ってよいでしょう。

社員 どのように強化されたのでしょうか。

弁護士 大きな点では、違反した場合の罰則が強化されました。正当な理由なく財産開示手續期日に出頭しない場合や、出頭しても自らの財産について虚偽の陳述をした場合は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることとなります。これらは刑事罰で、以前の過料の制裁とは異なり、いわゆる「前科」となります。また、懲役刑の判決を受ければ刑務所に収容される可能性もありますし、罰金を支払わなければ労役場に留置される可能性もありますので、財産開示の実効性が高まることが期待されます。

社員 なるほど。その他の改正についても教えて頂けますか。

弁護士 改正法では、強制執行可能な債務名義を有している場合、債権差押えを申し立てる前に、裁判所を通じて、金融機関等に対し、口座の有無等を照会できるようになりました。この照会手續を利用すれば、金融機関等の方で、債務者名義の口座の有無、口座のある支店名、口座種別、口座番号、残高等を調べ、裁判所に回答してくれます。債権者の方は、それを確認後、特定の支店に対して差押えをすれば良いので、以前に比べると預金等の差押えが簡単に

なりますよ。

社員 改正法に基づいて、預金等の照会の申立てを行うためには、どのような手続が必要になるのでしょうか。

弁護士 ①強制執行等の手続で債務名義に記載された債権の完全な弁済を受けられなかった、又は、②強制執行をしても債務名義記載の債権の完全な弁済を得られない、ことを裁判所に示さなければなりません。

社員 一度、強制執行等をすれば、債務者は財産を隠すかもしれませんから、強制執行等の手続が先行していなければならないという点は困りますね。ただ、①の強制執行等の先行がなくても、②の債務者の財産に強制執行をしても全額の回収の見込みが無いことの方を示せば良いのですね？

弁護士 確かにそうではあるのですが、裁判所が、どの程度の情報をもって、それが示されたと判断するのが、まだよく分からないところです。今後の運用の状況を注視していく必要があると思っています。

社員 なるほど。制度の運用開始後の情勢を見ながら、改正法の使い方を考える必要がありますね。

弁護士 ええ。私も、新法施行後の動きについては、随時、勉強していくつもりですので、お悩みの際は、ご相談頂ければと思います。

社員 ほかに、改正法の下で、第三者から情報開示を受けるための制度は、ありますか？

弁護士 登記所に対し、債務者名義の不動産があるか、照会できるようになりました。いわゆる、「名寄せ」ができるようになるということですね。なお、登記所への照会が可能となるのは、令和2年4月1日の施行よりも1年ほど後になる予定です。

社員 ところで、今回の改正で、債務者の勤務先を、裁判所を通じて、探索できるようになったと聞きましたが。

弁護士 ええ。一部の種類の債権に限られますが、該当する種類の債権の債務名義を有していれば、裁判所を通じて、市町村（特別区を含む）や厚生年金保険の実施機関等に勤務先情報を開示するよう求めることが可能となりました。

社員 どのような種類の債権の債務名義を有していれば良いのですか？

弁護士 養育費等の債権や生命・身体の侵害による損害賠償請求権に限定されています。

社員 それでは、交通事故等の場合、人損の被害者は、債務者の勤務先情報を得られる可能性があるということですか？！

弁護士 ええ。ただ、この申立てが認められるための要件は、金融機関に対する照会の場合と比べて、厳格に設定されています。

社員 と言いますと？

弁護士 勤務先情報取得の申立て前に、財産開示手続を経ている必要があり、かつ、財産開示手続では目的を達成できない場合に限定されているのです。勤務先の情報というのは、かなりセンシティブな情報ですから、この申立てが認められる場合の要件については、厳格な設定がなされています。

社員 財産開示で足りるようならば、まずそちらでということですね。

弁護士 そうですね。

社員 先生。今回は、色々ご教示、ありがとうございました。

弁護士 今回は、あくまで、債権回収の点に絞って、改正法を、概略のみ、簡単にご説明させて頂きました。実際に、改正法を使う場合は、より詳細な知識が必要になります。詳しいことは、また、ご相談下さい。お客様の加入されている自動車保険に弁護士費用特約が付いていれば、執行関係の弁護士費用も支出できるようですし、お力になれることもあるかと思います。

社員 是非、お願いします。

弁護士 ところで、社長は、お元気ですか？少しご無沙汰しておりますが。

社員 ええ、お陰様で。そうだ、コロナウィルスの件が落ち着いたら、今度、社長も一緒に、飲みに行きませんか？

弁護士 良いですね。そちらも、随時、ご相談下さい（笑）。

当事務所では、主として以下のとおりの事件を取り扱っております。
お気軽にご相談ください。

交通事故

当事務所は長年に渡って損保会社から相談を受け、多数の交通事故事案の解決にあたってきました。

加害者側、被害者側を問わず、適切な解決をサポートいたします。

離婚・相続

家庭裁判所の調停委員として様々な事件に携わった経験を有する弁護士が在籍する当事務所が、離婚や相続などの家庭の法律問題に対応します。

医療法務(歯科)

当事務所は、歯科医師会の顧問として多くの歯科医療に関する紛争を解決して参りました。歯科診療や医院経営にまつわる問題について、ご相談ください。

一般民事

土地・建物の明渡、貸金の回収、その他多種多様な案件をお受けしています。身の回りの法律トラブルでお困りの際は、当事務所にお越しください。

企業法務

金融機関などの多数の企業の顧問として企業法務に携わる当事務所が、契約書のチェックや労務問題への対応などを通じて皆様の企業活動をサポートいたします。

建築紛争

住宅瑕疵などの建築をめぐる紛争につき、弁護士会の建築問題を扱う各種委員会に所属し、専門的知見を有する弁護士が解決にあたります。施主側、注文者側双方からのご相談に対応しております。

倒産・債務整理

多額の借金にお困りの方は、債務者の代理人や裁判所から選任される破産管財人として数々の倒産事件を取り扱ってきた実績のある当事務所にご相談ください。

その他

本頁に記載のない分野の問題につきましても対応いたします。法律問題でお困りの際は、まずご相談ください。



- 京成千葉線「千葉中央駅」またはJR外房線「本千葉駅」より徒歩13分
- JR「千葉駅」より ▶矢作経由蘇我駅東口行 ▶大学病院/南矢作行 ▶大宮団地行 ▶中野操作場/成東行のいずれかのバスで「中央3丁目」バス停を下車、徒歩約5分。

弁護士法人 さくら綜合法律事務所

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目10番16号 CI-22ビル7階
TEL.043-225-7080 FAX.043-227-7513
<https://sakurasogo-lawoffice.com>